設管理の実施に関する計画の変更（別紙　点検計画）

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更（備考欄に関連事項の追記）

変更後

(45/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する熱交換器］	B第２低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	16回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	16回		
		3.漏えい試験		65M	－	16回		
	C第２低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	17回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	17回		
		3.漏えい試験		65M	－	17回		
	A第３低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	18回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	13回		
		3.漏えい試験		65M	－	18回		
	B第３低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	19回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	14回		
		3.漏えい試験		65M	－	19回		
	A第４低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	18回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	18回		
		3.漏えい試験		65M	－	18回		
	B第４低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	19回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	19回		
		3.漏えい試験		65M	－	19回		
	A第５低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	○	15回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	○	10回		
		3.漏えい試験		65M	○	15回		
	B第５低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	16回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	11回		
		3.漏えい試験		65M	－	16回		
	脱気器タンク	1.開放点検	高	39M	○	17回	２次系容器検査	
	A脱気器	1.開放点検	高	39M	－	19回	２次系容器検査	
	B脱気器	1.開放点検	高	39M	○	17回	２次系容器検査	
	A第７高圧給水加熱器	1.開放点検	高	130M	－	12回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	19回		
		3.漏えい試験		130M	－	12回		
	B第７高圧給水加熱器	1.開放点検	高	130M	－	13回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	19回		
		3.漏えい試験		130M	－	13回		
	グランド蒸気復水器	1.開放点検	高	65M	－	17回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	17回		
		3.漏えい試験		65M	－	17回		
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	給水、復水系	1.機能・性能試験（ポンプ、電動機含む）	高	1F	○	19回	蒸気タービン付属設備機能検査	
	Aタービン動主給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験（タービン）	高	B	－	17回	２次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検（ポンプ）		52M～104M	○	17回		有効性評価　No.20の反映
		3.分解点検（タービン）		52M	－	17回	２次系ポンプ分解検査	

変更前

(45/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する熱交換器］	B第２低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	16回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	16回		
		3.漏えい試験		65M	－	16回		
	C第２低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	17回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	17回		
		3.漏えい試験		65M	－	17回		
	A第３低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	18回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	13回		
		3.漏えい試験		65M	－	18回		
	B第３低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	○	14回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	14回		
		3.漏えい試験		65M	○	14回		
	A第４低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	18回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	18回		
		3.漏えい試験		65M	－	18回		
	B第４低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	○	14回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	○	10回		
		3.漏えい試験		65M	○	14回		
	A第５低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	15回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	10回		
		3.漏えい試験		65M	－	15回		
	B第５低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	16回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	11回		
		3.漏えい試験		65M	－	16回		
	脱気器タンク	1.開放点検	高	39M	－	17回	２次系容器検査	
	A脱気器	1.開放点検	高	39M	○	16回	２次系容器検査	
	B脱気器	1.開放点検	高	39M	－	17回	２次系容器検査	
	A第７高圧給水加熱器	1.開放点検	高	130M	－	12回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	○	12回		
		3.漏えい試験		130M	－	12回		
	B第７高圧給水加熱器	1.開放点検	高	130M	－	13回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	○	13回		
		3.漏えい試験		130M	－	13回		
	グランド蒸気復水器	1.開放点検	高	65M	－	17回	２次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験		130M	－	17回		
		3.漏えい試験		65M	－	17回		
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	給水、復水系	1.機能・性能試験（ポンプ、電動機含む）	高	1F	○	18回	蒸気タービン附属設備機能検査	
	Aタービン動主給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験（タービン）	高	B	－	17回	２次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検（ポンプ）		52M	－	17回		
		3.分解点検（タービン）		52M	－	17回	２次系ポンプ分解検査	

設管理の実施に関する計画の変更（別紙　点検計画）

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更（備考欄に関連事項の追記）

変更後

(46/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	Ａタービン動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	78M	○	16回		
		2. 分解点検（電動機）		78M	○	16回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	19回		
	Ｂタービン動主給水ポンプ・タービン	1. 機能・性能試験（タービン）	高	B	－	18回	２次系ポンプ機能検査	
		2. 分解点検（ポンプ）		52M～104M	－	18回		有効性評価　№20の反映
		3. 分解点検（タービン）		52M	－	18回	２次系ポンプ分解検査	
	Ｂタービン動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	78M	－	17回		
		2. 分解点検（電動機）		78M	－	17回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	19回		
	電動主給水ポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	130M	－	16回	２次系ポンプ分解検査	
		2. 分解点検（電動機）		52M	－	18回		
	電動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	78M	－	19回	２次系ポンプ分解検査	
		2. 分解点検（電動機）		78M	－	19回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	19回		
	Ａ復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	104M	－	17回		
		2. 分解点検（電動機）		104M	－	17回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	19回		
	Ｂ復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	104M	－	18回		
		2. 分解点検（電動機）		104M	○	14回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	19回		
	Ｃ復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	104M	－	15回		
		2. 分解点検（電動機）		104M	－	15回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	19回		
	３Ａ復水ろ過器	1. 開放点検	高	65M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ｂ復水ろ過器	1. 開放点検	高	65M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ｃ復水ろ過器	1. 開放点検	高	65M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ａ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	16回	２次系容器検査	
	３Ｂ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	17回	２次系容器検査	
	３Ｃ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ｄ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	19回	２次系容器検査	
	３Ｅ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	15回	２次系容器検査	
	３Ｆ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	○	10回	２次系容器検査	

変更前

(46/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	Ａタービン動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	78M	－	16回		有効性評価　№21の反映
		2. 分解点検（電動機）		78M	－	16回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	18回		
	Ｂタービン動主給水ポンプ・タービン	1. 機能・性能試験（タービン）	高	B	－	18回	２次系ポンプ機能検査	
		2. 分解点検（ポンプ）		52M	－	18回		
		3. 分解点検（タービン）		52M	－	18回	２次系ポンプ分解検査	
	Ｂタービン動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	78M	－	17回		有効性評価　№21の反映
		2. 分解点検（電動機）		78M	－	17回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	18回		
	電動主給水ポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	130M	－	16回	２次系ポンプ分解検査	
		2. 分解点検（電動機）		52M	－	18回		
	電動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	78M	○	16回	２次系ポンプ分解検査	
		2. 分解点検（電動機）		78M	○	15回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	18回		
	Ａ復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	104M	－	17回		有効性評価　№20の反映
		2. 分解点検（電動機）		104M	－	17回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	18回		
	Ｂ復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	104M	－	18回		有効性評価　№20の反映
		2. 分解点検（電動機）		104M	－	14回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	18回		
	Ｃ復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検（ポンプ）	高	104M	－	15回		有効性評価　№20の反映
		2. 分解点検（電動機）		104M	－	15回		
		3. 簡易点検（ポンプ）		13M	○	18回		
	３Ａ復水ろ過器	1. 開放点検	高	65M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ｂ復水ろ過器	1. 開放点検	高	65M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ｃ復水ろ過器	1. 開放点検	高	65M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ａ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	16回	２次系容器検査	
	３Ｂ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	17回	２次系容器検査	
	３Ｃ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	18回	２次系容器検査	
	３Ｄ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	○	9回	２次系容器検査	
	３Ｅ復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	－	15回	２次系容器検査	

設管理の実施に関する計画の変更（別紙　点検計画）

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更（備考欄に関連事項の追記）

変更後

(47/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～156M	○	19回		
			2. 分解点検他	低	13M～130M	○	19回		一部BMあり
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する管等］	主な配管（主蒸気系統・抽気系統・ドレン系統）	1式	1. 開放点検	高	13M	○	19回	蒸気タービン開放検査	
			2. 非破壊試験		肉厚管理指針による	○	19回	蒸気タービン開放検査	
	２次系配管等＊（上記「蒸気タービン主な配管」以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他の系統）＊：配管のほか、タービン、ポンプ、熱交換器、弁等を含む	1式	1. 外観点検＊	高	10Y	○	19回	２次系配管検査	定期事業者検査起動後
			2. 非破壊試験	高・低	肉厚管理指針による	○	19回	２次系配管検査	
蒸気タービン［その他設備］	蒸気タービン及び附属設備		1. 保安装置点検	高	1F	○	19回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後
			2. 負荷点検		1F	○	19回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
	蒸気タービン［その他設備］その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	19回	２次系安全弁検査	
			2. 分解点検	高	13M～260M	○	19回		
			3. 分解点検	低	13M～260M	○	19回		
			4. 簡易点検（グランドパッキン取替）	高・低	52M～195M	○	19回		有効性評価　№21の反映
	蒸気タービン［その他設備］その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	19回		
			2. 分解点検		52M～182M	○	19回		
			3. 簡易点検（特性点検）		13M～182M	○	19回		
	蒸気タービン［その他設備］その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～130M	○	19回		
			2. 分解点検他	低	12M～260M	○	19回		一部BMあり プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	その他AM(格納容器内注水）機器	1式	1. 分解点検他	高	12M～182M	○	19回	１次系弁検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
その他発電用原子炉の附属施設［非常用発電装置］	非常用ディーゼル発電機	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	19回	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機定格容量検査） 非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	
	非常用炉心冷却設備作動信号及び原子炉格納容器スプレイ作動信号発信時にディーゼル発電機に電源を求める機器	46台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	19回	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	

変更前

(47/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	３Ｆ復水脱塩塔		1. 開放点検	高	130M	－	10回	２次系容器検査	
	蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～156M	○	18回		
			2. 分解点検他	低	13M～130M	○	18回		一部BMあり
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する管等］	主な配管（主蒸気系統・抽気系統・ドレン系統）	1式	1. 開放点検	高	13M	○	18回	蒸気タービン開放検査	
			2. 非破壊試験		肉厚管理指針による	－	18回	蒸気タービン開放検査	
	２次系配管等＊（上記「蒸気タービン主な配管」以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他の系統）＊：配管のほか、タービン、ポンプ、熱交換器、弁等を含む	1式	1. 外観点検＊	高	10Y	－	18回	２次系配管検査	定期事業者検査起動後
			2. 非破壊試験	高・低	肉厚管理指針による	－	18回	２次系配管検査	
蒸気タービン［その他設備］	蒸気タービン及び附属設備		1. 保安装置点検	高	1F	○	18回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後
			2. 負荷点検		1F	○	18回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
	蒸気タービン［その他設備］その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	18回	２次系安全弁検査	
			2. 分解点検	高	13M～260M	○	18回		
			3. 分解点検	低	13M～260M	○	18回		
			4. 簡易点検（グランドパッキン取替）	高・低	52M～130M	○	18回		
	蒸気タービン［その他設備］その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	18回		
			2. 分解点検		52M～182M	○	18回		
			3. 簡易点検（特性点検）		13M～182M	○	18回		
	蒸気タービン［その他設備］その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～130M	○	18回		
			2. 分解点検他	低	12M～260M	○	18回		一部BMあり プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	その他AM(格納容器内注水）機器	1式	1. 分解点検他	高	12M～182M	○	18回	１次系弁検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
その他発電用原子炉の附属施設［非常用発電装置］	非常用ディーゼル発電機	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	18回	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機定格容量検査） 非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	
	非常用炉心冷却設備作動信号及び原子炉格納容器スプレイ作動信号発信時にディーゼル発電機に電源を求める機器	46台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	18回	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	

設管理の実施に関する計画の変更（別紙　点検計画）

変更理由

① 記載の適正化

② 記載の適正化（一部先行で実施するため、記載を追加）

変更後

(49/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［非常用発電装置］	Bディーゼル機関のシリンダカバー	No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
	Bディーゼル機関の吸気弁	No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
		No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
	Bディーゼル機関の燃料噴射弁	No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	－	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	19回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2.分解点検		26M～130M	○	19回		
			3.開放点検		26M～130M	○	19回		
			4.非破壊試験		13M	○	19回	非常用予備発電機付属設備検査	一部先行実施
			5.漏えい試験		13M	○	19回		
			6.機能・性能試験		1F	○	19回	非常用予備発電機付属設備検査	
			7.特性試験		26M	○	19回	非常用予備発電機付属設備検査	
	空冷式非常用発電装置	2台	1.機能･性能試験	高	1F	○	19回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	平成23年9月に設置 定期事業者検査は17回施設定検から実施
			2.取替他		120M	－	－		
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	3台	1.機能・性能試験	高	1F	○	19回	可搬型代替電源設備検査 ②	16回施設定検時に設置 一部先行実施
①	電源車（緊急時対策所用）	3台	1.機能・性能試験	高	1F	○	19回	可搬型代替電源設備検査	16回施設定検時に設置 一部先行実施
	電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1F	○	19回	可搬型代替電源設備検査 ②	16回施設定検時に設置 一部先行実施
	重油タンク	2台	1.開放点検	高 ①	130M	－	－		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
	タンクローリー	3台	1.機能点検	高	1Y	○	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
	その他発電用原子炉の附属施設［非常用発電装置］ その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	19回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2.分解点検		26M～130M	○	19回		
	その他発電用原子炉の附属施設［非常用発電装置］ その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	19回		
			2.分解点検他	低	13M～130M	○	19回		

変更前

(49/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［非常用発電装置］	Bディーゼル機関のシリンダカバー	No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	○	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
	Bディーゼル機関の吸気弁	No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	○	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	一部先行実施
	Bディーゼル機関の排気弁	No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	○	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
	Bディーゼル機関の燃料噴射弁	No.1－4,9－12	1.分解点検	高	26M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
		No.5－8,13－16	1.分解点検	高	26M	○	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	先行実施
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2.分解点検		26M～130M	○	18回		
			3.開放点検		26M～130M	○	18回		
			4.非破壊試験		13M	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査	一部先行実施
			5.漏えい試験		13M	○	18回		
			6.機能・性能試験		1F	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査	
			7.特性試験		26M	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査	有効性評価　№9の反映
	空冷式非常用発電装置	2台	1.機能･性能試験	高	1F	○	18回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	平成23年9月に設置 定期事業者検査は17回施設定検から実施
			2.取替他		120M	－	18回		
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	3台	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	可搬型代替電源設備検査 ②	16回施設定検時に設置
	電源車（緊急時対策所用）	3台	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	可搬型代替電源設備検査	16回施設定検時に設置
①	電源車（緊急時対策所用（ＤＢ））	1台	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	可搬型代替電源設備検査	16回施設定検時に設置
	電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	可搬型代替電源設備検査	16回施設定検時に設置
	重油タンク	2台	1.開放点検	高 ①	10F	－	－	②	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
	タンクローリー	3台	1.機能点検	高	1Y	○	18回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
	その他発電用原子炉の附属施設［非常月発電装置］ その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	18回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2.分解点検		26M～130M	○	18回		
	その他発電用原子炉の附属施設［非常月発電装置］ その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	18回		
			2.分解点検他	低	13M～130M	○	18回		

設管理の実施に関する計画の変更（別紙　点検計画）

変更理由

① 記載の適正化（常用直流電源設備（３系統目）の供用開始に伴う追加）

② 保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更（備考欄に関連事項の追記）

変更後

(50/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［その他の電源装置］	直流電源装置蓄電池	2組（60個／組）	1.機能・性能試験	高	1F	○	19回	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査	
①	直流電源装置蓄電池（３系統目）	1組（64個／組）	1.機能・性能試験	高	1F	○	－	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査	19回定期事業者検査時に設置
	計器用電源	1台	1.機能・性能試験	高	1F	○	19回	インバータ機能検査	
		1式	1.分解点検他	高	26M	○	19回		
	可搬式整流器	2個	1.外観点検	高	1F	○	19回		16回施設定検時に設置
			2.電圧測定		1F	○	19回		
	可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	2個	1.外観点検	高	1F	○	19回		16回施設定検時に設置
			2.電圧測定		1F	○	19回		
	その他発電用原子炉の附属施設［その他の電源装置］ その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～39M	○	19回		
			2.分解点検他	低	13M～26M	○	19回		
その他発電用原子炉の附属施設［常用電源設備］	発電機設備	1式	1.分解点検他	高	13M～104M	○	19回		
	変圧器設備	1式	1.分解点検他	高・低	13M～156M	○	19回		
	しゃ断器	1式	1.分解点検他	高・低	52M～216M	○	19回		
	その他発電用原子炉の附属施設［常用電源設備］ その他機器	1式	1.分解点検他	高	6M～156M	○	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
			2.分解点検他	低	13M～130M	○	19回		一部BMあり
その他発電用原子炉の附属施設［補助ボイラー］	#２補助ボイラー本体 ドラム 火炉 管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通気設備 ボイラーに付属する燃料燃焼設備	1式	1.開放点検	低	10Y※１	－	24回＊	補助ボイラー開放検査※１	先行実施 （その他の機器のうち燃料タンクを除く） ※1 補助ボイラー開放検査の実施頻度は１０Ｙであるが、前回の点検後の運転時間及び起動回数が４０００時間かつ１２０回に達すると見込まれる時期までに定期事業者検査を実施する。 ※2 補助ボイラー設備検査及び性能検査は、補助ボイラー開放検査に合わせて実施する。 ＊：前回実施時期については、1号機での実績を記載
			2.性能検査	低	B	－	24回＊	補助ボイラー性能検査※２	
			3.簡易点検（外観点検他）	低	1Y	○	19回		
	#３補助ボイラー本体 ドラム 火炉 管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通気設備 ボイラーに付属する燃料燃焼設備	1式	1.開放点検	低	10Y※１	－	24回＊	補助ボイラー開放検査※１	
			2.性能試験	低	B	－	24回＊	補助ボイラー性能検査※２	
			3.簡易点検（外観点検他）	低	1Y	○	19回		
	補助ボイラーに属するばい煙処理設備	1式	1.開放点検	低	10Y	－	24回＊		
			2.簡易点検（運転状態確認）	低	1Y	○	19回		
	補助ボイラー系統設備	1式	1.外観点検	低	10Y	－	24回＊	補助ボイラー設備検査※２	
	その他発電用原子炉の附属施設［補助ボイラー］ その他の弁	1式	1.機能・性能試験	低	B	○	24回＊	補助ボイラー設備検査※２	
			2.分解点検	低	10Y	○	24回＊		
	その他発電用原子炉の附属施設［補助ボイラー］ その他の機器	1式	1.分解点検他	低 ②	1Y～20Y	○	19回		有効性評価　№22の反映

変更前

(50/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［その他の電源装置］	直流電源装置蓄電池	2組（60個／組）	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査	
①	計器用電源	1台	1.機能・性能試験	高	1F	○	18回	インバータ機能検査	
		1式	1.分解点検他	高	26M	○	18回		
	可搬型整流器	2個	1.外観点検	高	1F	○	18回		16回施設定検時に設置
			2.電圧測定		1F	○	18回		
	可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	2個	1.外観点検	高	1F	○	18回		16回施設定検時に設置
			2.電圧測定		1F	○	18回		
	その他発電用原子炉の附属施設［その他の電源装置］ その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～39M	○	18回		有効性評価　№23の反映
			2.分解点検他	低	13M～26M	○	18回		有効性評価　№23の反映
その他発電用原子炉の附属施設［常用電源設備］	発電機設備	1式	1.分解点検他	高	13M～104M	○	18回		
	変圧器設備	1式	1.分解点検他	高・低	13M～156M	○	18回		
	しゃ断器	1式	1.分解点検他	高・低	52M～216M	○	18回		
	その他発電用原子炉の附属施設［常用電源設備］ その他機器	1式	1.分解点検他	高	6M～156M	○	18回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
			2.分解点検他	低	13M～130M	○	18回		一部BMあり
その他発電用原子炉の附属施設［補助ボイラー］	#２補助ボイラー本体 ドラム 火炉 管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通気設備 ボイラーに付属する燃料燃焼設備	1式	1.開放点検	低	10Y※１	－	24回＊	補助ボイラー開放検査※１	先行実施 （その他の機器のうち燃料タンクを除く） ※１ 補助ボイラー開放検査の実施頻度は１０Ｙであるが、前回の点検後の運転時間が４Ｃ００時間、又は起動回数が１２０回に達すると見込まれる時期までに定期事業者検査を実施する。 ※２ 補助ボイラー設備検査及び性能検査は、補助ボイラーの開放検査にあわせて実施する。 ＊：前回実施時期について、１号機での実績を記載
			2.性能試験	低	B	－	24回＊	補助ボイラー性能検査※２	
			3.簡易点検（外観点検他）	低	1Y	○	18回		
	#３補助ボイラー本体 ドラム 火炉 管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通気設備 ボイラーに付属する燃料燃焼設備	1式	1.開放点検	低	10Y※１	－	24回＊	補助ボイラー開放検査※１	
			2.性能試験	低	B	－	24回＊	補助ボイラー性能検査※２	
			3.簡易点検（外観点検他）	低	1Y	○	18回		
	補助ボイラーに属するばい煙処理設備	1式	1.開放点検	低	10Y	－	24回＊		
			2.簡易点検（運転状態確認）	低	1Y	○	18回		
	補助ボイラー系統設備	1式	1.外観点検	低	10Y	－	24回＊	補助ボイラー設備検査※２	
	その他発電用原子炉の附属施設［補助ボイラー］ その他の弁	1式	1.機能・性能試験	低	B	－	24回＊	補助ボイラー設備検査※２	
			2.分解点検	低	10Y	－	24回＊		
	その他発電用原子炉の附属施設［補助ボイラー］ その他の機器	1式	1.分解点検他	低 ②	1Y～15Y	○	18回		

設管理の実施に関する計画の変更（別紙　点検計画）

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更（備考欄に関連事項の追記）

変更後

(52/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］	その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］その他の弁	1式	.. 機能・性能試験	高・低	B	－	－	浸水防護設備検査	浸水防護設備検査は、17回施設定検から設定
			2. 分解点検		130M	－	－		
	その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］その他の弁駆動部	1式	.. 機能・性能試験	高・低	B	－	－	浸水防護設備検査	浸水防護設備検査は、17回施設定検から設定
			2. 分解点検		182M	－	－		
	その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］その他機器	1式	.. 外観点検他	高・低	1F～10F	○	19回		16回施設定検時に設置
その他発電用原子炉の附属施設［補機駆動用燃料設備］	軽油ドラム缶	106個	.. 外観点検	高	1M	○	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置 有効性評価　№29の反映
その他発電用原子炉の附属施設［非常用取水設備］	貯水堰	1式	.. 外観点検	高	2Y	－	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
	海水ポンプ室	1式	.. 外観点検	高	1Y	○	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
土木建築設備	原子炉建屋（格納容器内壁）	1式	.. 外観点検	高	1F	○	19回		定期事業者検査停止中
	原子炉建屋（格納容器外壁、格納容器外）	1式	.. 外観点検	高・低	1Y	○	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	取水口設備	1式	.. 外観点検	高	1F	○	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
プラント総合	原子炉及びその附属設備（補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く）		.. 総合性能試験	高	1F	○	19回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
全般機器	諸機器		.. 分解点検他	低	6M～168M	○	19回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中

変更前

(52/52)

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］	その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	－	－	浸水防護設備検査	浸水防護設備検査は、17回施設定検から設定
			2. 分解点検		130M	－	－		
	その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	－	－	浸水防護設備検査	浸水防護設備検査は、17回施設定検から設定
			2. 分解点検		182M	－	－		
	その他発電用原子炉の附属施設［浸水防護施設］その他機器	1式	1. 外観点検他	高・低	1F～10F	○	18回		16回施設定検時に設置
その他発電用原子炉の附属施設［補機駆動用燃料設備］	軽油ドラム缶	106個	1. 外観点検	高	6M	○	18回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
その他発電用原子炉の附属施設［非常用取水設備］	貯水堰	1式	1. 外観点検	高	2Y	－	17回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
	海水ポンプ室	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	18回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 16回施設定検時に設置
土木建築設備	原子炉建屋（格納容器内壁）	1式	1. 外観点検	高	1F	○	18回		定期事業者検査停止中
	原子炉建屋（格納容器外壁、格納容器外）	1式	1. 外観点検	高・低	1Y	○	18回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	取水口設備	1式	1. 外観点検	高	1F	○	18回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
プラント総合	原子炉及びその附属設備（補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く）		1. 総合性能試験	高	1F	○	18回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
全般機器	諸機器		1. 分解点検他	低	6M～168M	○	18回		プラント運転中又は施定期事業者検査停止中

変更理由

記載の適正化

変更後

定期事業者検査時の安全管理の計画

(4/25)

主要工程

RCS 水位

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
		能検査完了までを除く）	能 原子炉熱出力 80%超：５個 原子炉熱出力 60%超で、かつ 80%以下：４個 原子炉熱出力 40%超で、かつ 60%以下：３個 原子炉熱出力 40%以下：２個																
	第６８条 主蒸気隔離弁	モード３	・主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気隔離弁が閉止可能（閉止状態にある場合は、適用しない）	・主蒸気隔離弁	△														△
	第６９条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード３	・主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能（閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない）	・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	△														△
	第７０条 主蒸気逃がし弁	モード３、４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気逃がし弁の手動での開弁ができること（主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第９０条（表９０－９）の運転上の制限も確認）	・主蒸気逃がし弁	×	△									△		△	×	
	第７１条 補助給水系	モード３	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる２系統およびタービン動補助給水ポンプによる１系統が動作可能（タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード３において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない）（補助給水系が動作不能時は、第９０条（表９０－８）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ	×														△
		モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる１系統以上が動作可能（補助給水系が動作不能時は、第９０条（表９０－８）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ		△									△		△		
	第７２条 復水ピット	モード３、４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・復水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・復水ピット有効水量：730m³ 以上（水量（有効水量）を確認する場合は、第９０条（表９０－１４）の運転上の制限も確認）	・復水ピット	×	△									△		△	×	
炉心冷却機能	第５１条 蓄圧タンク	モード３（１次冷却材圧力が 6.89MPa[gage]超）	・蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄圧タンクほう素濃度：2800ppm 以上 ・蓄圧タンクほう酸水量（有効水量）：27.0m³ 以上 ・蓄圧タンク圧力：4.04MPa[gage]以上 ・蓄圧タンク出口弁全開 ・蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認）	・蓄圧タンク ・蓄圧タンク出口隔離弁	△														△
	第５２条 非常用炉心冷却系	モード３	・高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・高圧注入系の２系統が動作可能（動作不能時は、第９０条（表９０－３および表９０－４）の運転上の制限も確認、弁開閉点検を行う場合２時間に限り適用しない。高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に許容） ・低圧注入系の２系統が動作可能（動作不能時は、第９	・高圧注入系 ・低圧注入系	×													×	

変更前

定期事業者検査時の安全管理の計画

(4/25)

主要工程

RCS 水位

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	5-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
		能検査完了までを除く）	能 原子炉熱出力 80%超：５個 原子炉熱出力 60%超で、かつ 80%以下：４個 原子炉熱出力 40%超で、かつ 60%以下：３個 原子炉熱出力 40%以下：２個																
	第６８条 主蒸気隔離弁	モード３	・主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気隔離弁が閉止可能（閉止状態にある場合は、適用しない）	・主蒸気隔離弁	△														△
	第６９条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード３	・主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能（閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない）	・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	△														△
	第７０条 主蒸気逃がし弁	モード３、４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気逃がし弁の手動での開弁ができること（主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第９０条（表９０－３）の運転上の制限も確認）	・主蒸気逃がし弁	×	△									△		△	×	
	第７１条 補助給水系	モード３	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる２系統およびタービン動補助給水ポンプによる１系統が動作可能（タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード３において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない）（補助給水系が動作不能時は、第９０条（表９０－８）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ	×														△
		モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる１系統以上が動作可能（補助給水系が動作不能時は、第９０条（表９０－８）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ		△									△		△		
	第７２条 復水ピット	モード３、４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・復水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・復水ピット有効水量：730m³ 以上（水量（有効水量）を確認する場合は、第９０条（表９０－１４）の運転上の制限も確認）	・復水ピット	×	△									△		△	×	
炉心冷却機能	第５１条 蓄圧タンク	モード３（１次冷却材圧力が 6.89MPa[gage]超）	・蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄圧タンクほう素濃度：2800ppm 以上 ・蓄圧タンクほう酸水量（有効水量）：27.0m³ 以上 ・蓄圧タンク圧力：4.04MPa[gage]以上 ・蓄圧タンク出口弁全開 ・蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認）	・蓄圧タンク ・蓄圧タンク出口隔離弁	△														△
	第５２条 非常用炉心冷却系	モード３	・高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・高圧注入系の２系統が動作可能（動作不能時は、第９０条（表９０－３および表９０－４）の運転上の制限も確認、弁開閉点検を行う場合２時間に限り適用しない。高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に許容） ・低圧注入系の２系統が動作可能（動作不能時は、第９	・高圧注入系 ・低圧注入系	×														×

施設管理の実施に関する計画の変更（別図　定期事業者検査時の安全管理の計画）

変更理由

記載の適正化
（スプレー→スプレイ）

変更後

定期事業者検査時の安全管理の計画

(12/25)

主要工程

RCS 水位

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	炉心注水－蓄圧注入系－		り) ・蓄圧タンク圧力：4.04MPa[gage]以上（モード3（1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]を越える場合）） ・蓄圧タンク出口弁全開（手動での開弁および閉弁ができること） ・モード3（1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6において圧力が 1.0MPa[gage]以上であること。 ・蓄圧タンク4基（モード3（1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6においては3基）																
	第90条 （表90－4－3） 代替炉心注水－B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水－	モード3、4、5および6	・B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること）	・B充てんポンプ（自己冷却）1台 ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－4－4） 代替炉心注水－A格納容器スプレイポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水－	モード3、4、5および6	・A格納容器スプレイポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）による代替炉心注入系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること）	・A格納容器スプレイポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）1台 ・燃料取替用水ピット	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－4－5） 代替炉心注水－可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水－	モード3、4、5および6	・可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注入系2系統が動作可能	・可搬式代替低圧注水ポンプ（可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車含む）：台×2 ・送水車1台×2 ・仮設組立式水槽1台×2 ・軽油ドラム缶 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－4－8） 代替再循環	モード3、4、5および6	・A格納容器スプレイポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること） ・B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること）	・A格納容器スプレイポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）1台 ・A格納容器スプレイ冷却器1基 ・A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側格納容器入口隔離弁1台 ・格納容器再循環サンプ2基 ・格納容器再循環サンプスクリーン2基 ・B高圧注入ポンプ（海水冷却）1台 ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

変更前

定期事業者検査時の安全管理の計画

(12/25)

主要工程

RCS 水位

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	炉心注水－蓄圧注入系－		り) ・蓄圧タンク圧力：4.04MPa[gage]以上（モード3（1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]を越える場合）） ・蓄圧タンク出口弁全開（手動での開弁および閉弁ができること） ・モード3（1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6において圧力が 1.0MPa[gage]以上であること。 ・蓄圧タンク4基（モード3（1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6においては3基）																
	第90条 （表90－4－3） 代替炉心注水－B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水－	モード3、4、5および6	・B充てんポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること）	・B充てんポンプ（自己冷却）1台 ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－4－4） 代替炉心注水－A格納容器スプレポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水－	モード3、4、5および6	・A格納容器スプレポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）による代替炉心注入系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること）	・A格納容器スプレポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）1台 ・燃料取替用水ピット	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－4－5） 代替炉心注水－可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水－	モード3、4、5および6	・可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注入系2系統が動作可能	・可搬式代替低圧注水ポンプ（可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車含む）：台×2 ・送水車1台×2 ・仮設組立式水槽1台×2 ・軽油ドラム缶 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－4－8） 代替再循環	モード3、4、5および6	・A格納容器スプレポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること） ・B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作可能（ポンプ手動起動（系統構成含む）できること）	・A格納容器スプレポンプ（RHRS－CSS連絡ライン使用）1台 ・A格納容器スプレイ冷却器1基 ・A格納容器スプレポンプ再循環サンプ側格納容器入口隔離弁1台 ・格納容器再循環サンプ2基 ・格納容器再循環サンプスクリーン2基 ・B高圧注入ポンプ（海水冷却）1台 ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

変更理由

常用直流電源設備（３系統目）の供用開始に伴う追加

変更後

定期事業者検査時の安全管理の計画

(17/25)

主要工程

▽解列　ＲＣＳ降温　燃料取出　燃料装荷　起動試験　起動前弁点検　▽並列
Ｒ／Ｖ開放　起動試験
１次系ポンプ他点検　Ｒ／Ｖ組立　ＲＣＳ漏えい検査　調整運転

RCS 水位：キャビティ満水／RCS 満水／ミッドループ／RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	第90条 （表90－14－3） 復水ピット（RWSP補給系を含む）	モード3、4、5および6	・1,035m³以上であること ・復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能	・復水ピット	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－1） 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・空冷式非常用発電装置による電源系1系統（モード3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台）動作可能	・空冷式非常用発電装置2台 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－2） 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（他号炉がモード3および4において号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）1 組、ディーゼル発電機（他号炉）2基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）300m³および重油タンク（他号炉）320m³、タンクローリーが使用可能。 他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）1組、ディーゼル発電機（他号炉）1基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）および重油タンク（他号炉）の合計油量297m³※）、タンクローリーが使用可能。 ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（他号炉モード3および4において号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）1 組、ディーゼル発電機（他号炉）2基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）300m³および重油タンク（他号炉）320m³、タンクローリーが使用可能。 他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）1基、ディーゼル発電機（他号炉）1基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）および重油タンク（他号炉）の合計油量297m³※）、タンクローリーが使用可能。 ※燃料油貯蔵タンク（他号炉）と重油タンク（他号炉）の合計油量（燃料油貯蔵タンク（他号炉）の油量（保有油量）128m³を含む。	・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）1組 ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）1組 ・ディーゼル発電機（他号炉）2基（他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合は1基） ・燃料油貯蔵タンク（他号炉）300m³（他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合は 297m³※） ・重油タンク（他号炉）320m³（他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合は 297m³※） ・タンクローリー ・「他号炉」とは3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－3） 電源車からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・電源車による電源系2系統動作可能	・電源車1台×２ ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－4） 蓄電池（安全防護系用）および蓄電池（3系統目）からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・蓄電池（安全防護系用）による電源系1系統（蓄電池（安全防護系用）1組）動作可能	・蓄電池（安全防護系用）1組 ・蓄電池（3系統目）1組	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－5） 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・可搬式整流器からの電源系1系統（可搬式整流器1個）動作可能	・可搬式整流器1個 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ・ディーゼル発電機（他号炉）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

変更前

定期事業者検査時の安全管理の計画

(17/25)

主要工程

▽解列　ＲＣＳ降温　燃料取出　燃料装荷　起動試験　起動前弁点検　▽並列
Ｒ／Ｖ開放　起動試験
１次系ポンプ他点検　Ｒ／Ｖ組立　ＲＣＳ漏えい検査　調整運転

RCS 水位：キャビティ満水／RCS 満水／ミッドループ／RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	第90条 （表90－14－3） 復水ピット（RWSP補給系を含む）	モード3、4、5および6	・1,035m³以上であること ・復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能	・復水ピット	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－1） 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・空冷式非常用発電装置による電源系1系統（モード3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台）動作可能	・空冷式非常用発電装置2台 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－2） 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（他号炉がモード3および4において号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）1 組、ディーゼル発電機（他号炉）2基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）300m³および重油タンク（他号炉）320m³、タンクローリーが使用可能。 他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）1組、ディーゼル発電機（他号炉）1基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）および重油タンク（他号炉）の合計油量297m³※）、タンクローリーが使用可能。 ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（他号炉モード3および4において号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）1 組、ディーゼル発電機（他号炉）2基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）300m³および重油タンク（他号炉）320m³、タンクローリーが使用可能。 他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）1組、ディーゼル発電機（他号炉）1基、燃料油貯蔵タンク（他号炉）および重油タンク（他号炉）の合計油量297m³※）、タンクローリーが使用可能。 ※燃料油貯蔵タンク（他号炉）と重油タンク（他号炉）の合計油量（燃料油貯蔵タンク（他号炉）の油量（保有油量）128m³を含む。	・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）1組 ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）1組 ・ディーゼル発電機（他号炉）2基（他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合に1基） ・燃料油貯蔵タンク（他号炉）300m³（他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合は 297m³※） ・重油タンク（他号炉）320m³（他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合は 297m³※） ・タンクローリー ・「他号炉」とは3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－3） 電源車からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・電源車による電源系2系統動作可能	・電源車1台×２ ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－4） 蓄電池（安全防護系用）からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・蓄電池（安全防護系用）による電源系1系統（蓄電池（安全防護系用）1組）動作可能	・蓄電池（安全防護系用）1組	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－5） 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・可搬式整流器からの電源系1系統（可搬式整流器1個）動作可能	・可搬式整流器1個 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ・ディーゼル発電機（他号炉）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

施設管理の実施に関する計画の変更（別図　定期事業者検査時の安全管理の計画）

変更理由

罫線の追加

変更後

定期事業者検査時の安全管理の計画

(18/25)

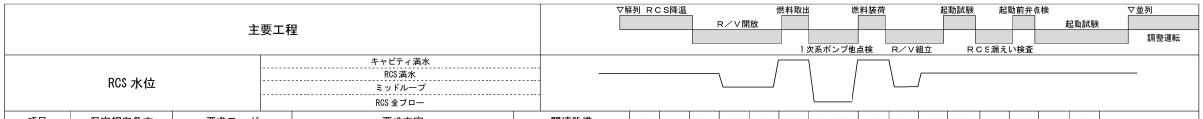

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
				・燃料油貯蔵タンク（他号炉） ・重油タンク（他号炉） ・電源車 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー															
	第90条 （表90－15－6） 代替所内電気設備からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・代替所内電気設備からの給電系が使用可能	・代替所内電気設備分電盤1個 ・代替所内電気設備変圧器1個 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－7） 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・燃料油貯蔵タンクの油量：300m³以上（2基分） ・重油タンクの油量：320m³以上（2基分） ・タンクローリー：2台（重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。3号炉および4号炉合計）	・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－16－1） 計装設備		・プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。 ・※代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ・［ ］は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 主要パラメータ　／　代替パラメータ※																
		モード3、4、5および6 （原子炉圧力容器内の温度）	[原子炉圧力容器内の温度] ・1次冷却材高温側温度(広域)1CH ・1次冷却材低温側温度(広域)1CH ・[PO出口温度]	・左記監視設備 ①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材広温側温度(広域)1CH ①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ②1次冷却材広温側温度(広域)1CH	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6 （原子炉圧力容器内の圧力）	[原子炉圧力容器内の圧力] ・1次冷却材圧力1CH ・[加圧器圧力(CRT)]	・左記監視設備 ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ③1次冷却材広温側温度(広域)1CH ①1次冷却材圧力1CH	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6 （原子炉圧力容器内の水位）	[原子炉圧力容器内の水位] ・加圧器水位1CH ・原子炉水位1CH ・[1次冷却系最大水位]※	・左記監視設備 ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②原子炉水位1CH ③加圧器水位1CH ①1次冷却材高温側温度(広域)1CH※ ①1次冷却材広温側温度(広域)1CH※ 左記※は、モード5および6	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

変更前

定期事業者検査時の安全管理の計画

(18/25)

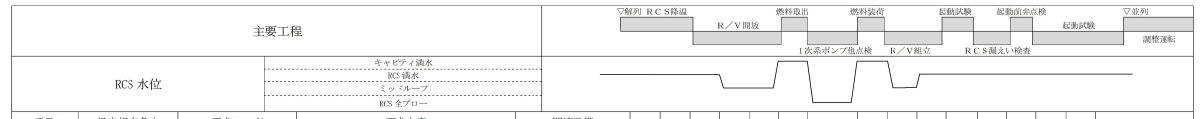

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
				・燃料油貯蔵タンク（他号炉） ・重油タンク（他号炉） ・電源車 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー															
	第90条 （表90－15－6） 代替所内電気設備からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・代替所内電気設備からの給電系が使用可能	・代替所内電気設備分電盤1個 ・代替所内電気設備変圧器1個 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－15－7） 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・燃料油貯蔵タンクの油量：300m³以上（1基分） ・重油タンクの油量：320m³以上（2基分） ・タンクローリー：2台（重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。3号炉および4号炉合計）	・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第90条 （表90－16－1） 計装設備		・プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。 ・※代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ・［ ］は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 主要パラメータ　／　代替パラメータ※																
		モード3、4、5および6 （原子炉圧力容器内の温度）	[原子炉圧力容器内の温度] ・1次冷却材高温側温度(広域)1CH ・1次冷却材低温側温度(広域)1CH ・[PO出口温度]	・左記監視設備 ①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材広温側温度(広域)1CH ①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ②1次冷却材広温側温度(広域)1CH	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6 （原子炉圧力容器内の圧力）	[原子炉圧力容器内の圧力] ・1次冷却材圧力1CH ・[加圧器圧力(CRT)]	・左記監視設備 ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ③1次冷却材広温側温度(広域)1CH ①1次冷却材圧力1CH	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6 （原子炉圧力容器内の水位）	[原子炉圧力容器内の水位] ・加圧器水位1CH ・原子炉水位1CH ・[1次冷却系最大水位]※	・左記監視設備 ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②原子炉水位1CH ③加圧器水位1CH ①1次冷却材高温側温度(広域)1CH※ ①1次冷却材広温側温度(広域)1CH※ 左記※は、モード5および6	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

施設管理の実施に関する計画の変更（別図　定期事業者検査時の安全管理の計画）

変更前	変更後	変更理由
（下記「変更前」の表）	（下記「変更後」の表）	罫線の追加

変更前

定期事業者検査時の安全管理の計画

(19/25)

主要工程：▽解列　ＲＣＳ降温／Ｒ／Ｖ開放／燃料取出／１次系ポンプ他点検／燃料装荷／Ｒ／Ｖ組立／起動試験／ＲＣＳ漏えい検査／起動前弁点検／起動試験／▽並列　調整運転

RCS水位：キャビティ満水／RCS満水／ミッドループ／RCS全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
		モード3、4、5および6（原子炉圧力容器への注水量）	（原子炉圧力容器への注水量） ・高圧注入流量1CH 余熱除去流量1CH ・恒設代替低圧注水積算流量1CH ・[充てん水流量] ・[蓄圧タンク圧力] [蓄圧タンク水位] ・[AM用消火水積算流量]	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ④格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ①1次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH ①1次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH ①余熱除去流量1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6（原子炉格納容器への注水量）	（原子炉格納容器への注水量） ・格納容器スプレイ積算流量1CH ・恒設代替低圧注水積算流量1CH ・高圧注入流量1CH ・余熱除去流量1CH ・[格納容器スプレイ流量] ・[AM用消火水積算流量]	①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6（原子炉格納容器内の温度）	（原子炉格納容器内の温度） ・格納容器内温度1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器圧力(広域)1CH ③AM用格納容器圧力1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

変更後

定期事業者検査時の安全管理の計画

(19/25)

主要工程：▽解列　ＲＣＳ降温／Ｒ／Ｖ開放／燃料取出／１次系ポンプ他点検／燃料装荷／Ｒ／Ｖ組立／起動試験／ＲＣＳ漏えい検査／起動前弁点検／起動試験／▽並列　調整運転

RCS水位：キャビティ満水／RCS満水／ミッドループ／RCS全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
		モード3、4、5および6（原子炉圧力容器への注水量）	（原子炉圧力容器への注水量） ・高圧注入流量1CH 余熱除去流量1CH ・恒設代替低圧注水積算流量1CH ・[充てん水流量] ・[蓄圧タンク圧力] [蓄圧タンク水位] ・[AM用消火水積算流量]	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ④格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ①1次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH ①1次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH ①余熱除去流量1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6（原子炉格納容器への注水量）	（原子炉格納容器への注水量） ・格納容器スプレイ積算流量1CH ・恒設代替低圧注水積算流量1CH ・高圧注入流量1CH ・余熱除去流量1CH ・[格納容器スプレイ流量] ・[AM用消火水積算流量]	①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水ピット水位1CH ③格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①燃料取替用水ピット水位1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH ①復水ピット水位1CH ②格納容器再循環サンプ水位(広域)1CH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5および6（原子炉格納容器内の温度）	（原子炉格納容器内の温度） ・格納容器内温度1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器圧力(広域)1CH ③AM用格納容器圧力1CH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×